

貸付条件表

2025年10月1日現在

登録番号: 東京都知事(13)第08332号
東京都渋谷区恵比寿1-19-15
スバルファイナンス株式会社

1. 短期貸付金利率

(極度貸付契約証書による貸付)

実質年率14.00%(上限)

● 短期貸付金利率と利息の計算方法 (極度貸付契約証書による貸付)

(1) 利率 : 5.00% (実質年率: 例示)

(2) 利息の計算方法 : 自由返済方式

貸付残高 × 短期貸付金利率(実質年率) ÷ 年間日数(365※1) × 利用日数

主な返済例 : 4月1日に10,000,000円を借り入れ、4月11日に全額となる、10,000,000円を返済した場合。

10,000,000円 × 5.00% ÷ 365※1 × 10日間 = 13,698円

(3) 返済の期間 : 12ヶ月

(4) 利息の付加日について : 上記(2)による貸付利息計算により算出された利息分は毎月、月末日に付加します。

(5) 貸付極度額を超過した場合は超過した部分について14.00%

(実質年率・365日※1の日割り)の超過利息が発生します。※2

超過利息の計算方法 : (貸付残高-貸付極度額) × 超過利率(実質年率) ÷ 年間日数(365※1) × 超過日数

※1 うるう年も1年は365日として計算します

※2 極度超過期間における貸付極度内の貸付金については、上項(2)の利息の計算方法による利息が別途発生します

(6) 債務不履行、支払停止その他の債権保全を相当とする事由が生じたときは、期限の利益を失います。

● 担保について

短期貸付金(極度貸付契約証書による貸付)の担保は不要です。

● 返済の方法および返済を受ける場所

隨時返済が可能です。返済は当社の指定する貴社名義の金融機関口座へ返済金の振込・振替により、

返済を受けるものとします (振込又は振替にかかる手数料はお客様負担とします)。

2. 長期貸付金利率

(金銭消費貸借契約証書による貸付)

実質年率14.00%(上限)

● 長期貸付金利率と利息の計算方法 (都度、金銭消費貸借契約証書による契約が必要です)

(1) 利率 : 5.00% (実質年率: 例示)

(2) 利息の計算方法 : 貸付残高 × 貸付利率(実質年率) ÷ 年間日数(365※1) × 利用日数

※1 うるう年も1年は365日として計算します

主な返済例は下表「★主な返済例」をご確認ください。

(3) 返済の方法 : 元金均等返済方式、一括返済方式

(4) 返済の期間 : 3ヶ月～最長120ヶ月

(5) 返済の回数 : 2回～40回(元金均等返済方式の場合)

(6) 利息の付加日について : 上記(2)による貸付利息計算により算出された利息は6ヶ月後となる日に付加します。

(7) 債務不履行、支払停止その他の債権保全を相当とする事由が生じたときは、期限の利益を失います。

● 担保について

不動産に抵当権を設定します。審査結果によって連帯保証人が必要になる場合があります。

● 返済の方法および返済を受ける場所

書面による通知を受け、当社が認めた場合において期限前弁済が可能です。

返済は当社の指定する貴社名義の金融機関口座へ返済金の振込・振替により、返済を受けるものとします。

(振込又は振替にかかる手数料はお客様負担とします)

★主な返済例

貸付金1,000万円、実質年率5.00%、元金均等返済方式、6ヶ月毎末日10回払い

(貸付日: 4月30日、初回利払日及び元金返済日: 10月31日)

回数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
元本	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
利息	253,424	223,150	201,643	173,561	151,232	123,972	100,821	74,794	50,410	24,794

● 当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関

名 称 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

所 在 地 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15

電話番号 03-5739-3861